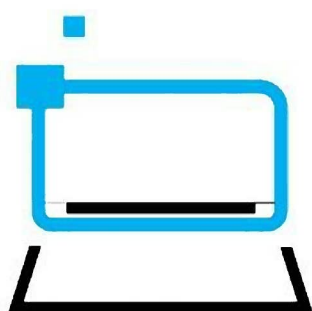


(案)

令和7年度～令和11年度

当別町教育基本計画



未来を拓く9年間

当別町小中一貫教育

当別町教育委員会

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

当別町教育委員会では、教育行政推進のため、令和2年4月に当別町教育基本計画を策定し、教育施策の総合的かつ計画的な推進に努めてきました。

この間は、9年間を通じた教育課程を編成し系統的な教育を目指す「一貫教育の推進」と、義務教育学校「とうべつ学園の開校準備と基礎づくり」を主たる取組としてきました。

今後は、これまでの取組を着実に継承しつつ、町の開拓期から教育を重んじてきた歴史を礎とした令和7年3月に策定した教育大綱を踏まえ、子ども達が自らの未来を拓き、やがては町の未来を拓く人材として育つよう「未来を拓く9年間 - 当別町小中一貫教育」を掲げ、学校・地域・行政が一体となって取組を進めます。

さらに、少子・高齢化の進展、グローバル化やAI技術の発展など社会の急激な変化により、教育環境が劇的に様変わりしていることから、新しい時代に即応できる人材の育成にも力を注ぎます。

これらのことを踏まえ、第2期当別町教育基本計画を策定し、当別町の教育施策に取組むこととします。

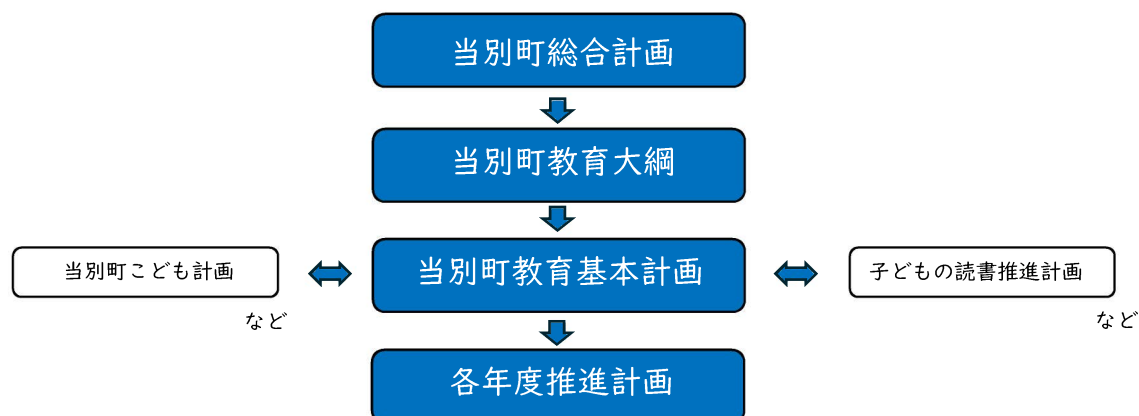
2 計画の性格

(1) 法的位置づけ

本基本計画は、当別町教育大綱をもとに、教育基本法第17条第2項に規定される地方公共団体が策定する教育振興のための施策に関する計画であり、当別町教育施策推進の基本的かつ総合的な計画として位置づけられるものです。

(2) 町の諸計画との関連

本基本計画は、町の総合計画、教育大綱を上位計画に、他の計画との整合性を図りながら推進します。



3 計画の期間

本基本計画の期間は、令和7年4月から令和12年3月までの5年間とします。

4 前計画の成果検証

前基本計画では、「学校教育」「子ども未来」「社会教育」それぞれに基本的方向性と基本施策を掲げ、その推進に取り組んできました。各項目の成果検証は巻末資料に掲載しています。

第2章 基本計画について

1 基本理念

当別町教育大綱に掲げた以下の5項目を基本理念とします。

- 1 強じんな精神とたくましい身体をつくる
- 2 科学的な知識や技能を身につける
- 3 豊かな情操の涵養と文化の創造につとめる
- 4 自主的な判断力と社会的徳性をつちかう
- 5 明るく豊かで住みよい郷土をきずく

2 基本方針

当別町教育大綱に掲げた以下の学校教育4項目、社会教育4項目を基本方針とします。

学校教育

- 1 一人ひとりを生かす創意ある学校経営
- 2 自ら考え創造する力を育てる学習指導
- 3 豊かな心で自ら実践する力を育てる生徒指導
- 4 生命を尊ぶ態度と強い身体を育てる健康安全指導

社会教育

- 1 自ら学び自ら活動し伝統を生かし当別をつくる人材の育成
- 2 明日を創造する青少年をたくましく育てる社会教育の推進
- 3 健康な心身をつくり明るいまちをつくるスポーツの推進
- 4 楽しさと生きがいをつくり育てる社会教育の推進

3 基本目標

学校教育

基本目標1 確かな学力の育成

単なる知識の詰め込みではなく、子どもたちが社会に出てからも役立つ、より幅広い能力を育てます。そのために、学校教育において、社会の変化に対応できる力、自ら行動できる力の育成を図ります。

基本目標2 豊かな人間性の育成

心身ともに健やかに成長し、社会の一員として貢献できるような人間の育成を図ります。また、社会とのつながりを意識した学びにより、自らの夢を実現させるために必要な力を育みます。

基本目標3 健全な心身の育成

子どもたちが心身ともに健康で、社会の一員として主体的に生きていくために必要な基盤の育成を図ります。そのために、体力の向上、食育の推進、心の健康の増進など学校、家庭、地域社会が一体となった取り組みを進めます。

基本目標4 地域とともにある学校づくりの推進

学校が地域社会と密接に関わり合い、共に子どもたちの成長を支える教育活動の充実を図ります。そのために、地域社会の多様な資源を活用し、子どもたちが地域の一員としての自覚と責任感を育むことを目指します。

基本目標5 教育環境の充実

子どもたちが心身ともに健やかに成長し、学習意欲を高め、最大限の可能性を引き出すことができるようなより良い学習環境の充実を図ります。

今後の事業展開

- ☐ 不登校支援における多様な学びの場の充実
- ☐ デジタル教育の新たな展開
- ☐ 各学校校舎の整備
- ☐ とうべつ未来学の推進
- ☐ とべっこランチをはじめとした地元食材の活用
- ☐ 文化・芸術の振興（感性を育てる教育）
- ☐ 子どもの体力向上

社会教育

基本目標1 生涯学習の推進

町民一人ひとりが意欲をもって主体的に学べるよう、様々な年代のニーズに応じた学習機会のさらなる充実や施設の機能強化など、学習環境の整備を推進します。

基本目標2 文化・芸術・スポーツの推進

文化・芸術・スポーツは、人々に潤いのある心豊かな生活をもたらす創造性や情操、幸福感（ウェルビーイング）を育むものであり、町民が生涯にわたって文化・芸術・スポーツに親しむことができる環境づくりを推進します。

基本目標3 歴史伝承と郷土愛の醸成

先人達の熱意と不屈の精神で開拓された当別町の歴史について理解を深め、郷土の素晴らしさを感じ、郷土を愛し誇りに思う気持ちを醸成できるよう学習活動等を推進します。

基本目標4 地域の教育力の向上

地域と学校、家庭の連携によって、地域の力を生かした教育活動の実現を図り、地域住民と子どもたちとの触れ合いや学び合いを通して、その地域に住む一人ひとりが地域貢献の意識を高めることにより、地域全体の教育力の向上を図ります。

基本目標5 社会教育施設の充実

町民が安心、安全、快適に利用できるよう施設の改修や整備を計画的に進め、町民の多様なニーズに対応した社会教育の場として社会教育施設の充実を図ります。

今後の事業展開

- ☐ 学校部活動地域展開の推進
- ☐ 社会教育施設の整備
- ☐ 文化・芸術の振興（感性を育てる教育）〔再掲〕
- ☐ 子どもの体力向上〔再掲〕

当別町教育基本計画体系図



資料：前計画の成果検証

前基本計画では、「学校教育」「子ども未来」「社会教育」それぞれに基本的方向性と基本施策を掲げ、その推進に取り組んできました。各項目の成果検証は以下のとおりです。

学校教育

【基本的方向性1】 確かな学力	
学力の向上	学ぶ意欲を引き出す主体的・対話的で深い学びによる授業改革を進め、課題探求型授業への転換により、学力の向上を図ることができた。
外国語教育	A L T、学力向上推進講師をはじめとした指導体制の充実を図り、実践的な英語力を養うことができた。
キャリア教育	地域の企業や機関等と連携し、社会とのつながりを意識した体験活動を行い、夢について考え実現する力を養うことができた。
情報教育	情報活用能力や情報モラルに関する学習を行い、情報社会に適応した能力を養うことができた。
特別支援教育	特別教育支援員の配置など充実した指導体制により、一人ひとりのニーズに対応した特別支援教育を推進できた。
支援体制・相談機能の充実	学校における諸問題への早期発見と対応に向け、S CやS S Wを各校へ巡回・派遣し、関係機関との連携や調整等の取組を進めた。
【基本的方向性2】 豊かな人間性	
道徳教育、ふるさと教育	ふるさと当別を知り、とうべつの未来について考える教科横断的な学習を推進し、ふるさと当別を愛する心を養うことができた。
人権教育	小中合同道徳など人権意識を高める教育活動を通じ、人権に対する正しい知識を深め、自他を尊重する態度を育成した。
人間性を育む部活動	スポーツや芸術活動等に親しむ部活動を通じて、児童生徒の健全育成や人間形成に寄与することができた。
【基本的方向性3】 健全な心身	
健康教育	保健体育の授業等を通じて、生涯にわたり健康な体で暮らせるよう心身の健康に関する知識や適切な意思決定ができる能力を育成した。
体力の向上	1校1実践としての縄跳びの取組や、地域人材を活用した新体力テスト実施など体力向上に向けた取組を推進できた。

食育	栄養教諭による充実した食育指導によって、児童生徒の望ましい食習慣の定着を図ることができた。
【基本的方向性 4】 地域とともにある学校	
コミュニティ・スクール	学校支援や学校評価、交通安全活動、子どもの見守り活動など、地域住民が学校運営に参画し、開かれた学校づくりを推進できた。
【基本的方向性 5】 教育環境の整備	
安全安心な教育環境の整備	A I ドリルの導入や電子黒板等の I C T 機器の利活用により、変化する教育ニーズに対応して教育の質を向上させることができた。

子ども未来

【基本的方向性 1】 子育て支援	
乳幼児の成長支援と家庭における子育て力の向上	子育て中の保護者同士のつながりを広げるため、親子交流事業の充実を図ることができた。
子育てに関する支援体制の充実	相談体制の充実や、子育てガイドブックなど子育て関連情報の積極的な発信により子育てを支援することができた。
ファミリー・サポート・センター事業の推進	子どもの一時的な預かりや送迎など育児援助を受けたい人と支援員を結び付け、地域ぐるみで子育てを推進できた。
【基本的方向性 2】 子どもの安全・安心な環境づくり	
子どもプレイハウスの充実	日々の活動やイベントの充実、適切な人員確保、I C T を利用した入退室管理や保護者への連絡体制整備など、保育活動を充実できた。
多様な保育サービスの充実	園舎整備の支援や加配保育士の配置により、認可定員の拡大、年度途中入所に対応するなど、保育体制の充実を図ることができた。
児童虐待防止に向けた支援体制の構築	児童相談所、福祉部、学校、スクールソーシャルワーカーと連携して見守りや訪問などを行い、児童や家庭に対して支援を実施できた。
【基本的方向性 3】 認定こども園との連携	
発達や学びの連続性を踏まえた幼児教育の推進	認定こども園の保育士の離職防止対策により、必要な保育士等を確保し、待機児童の発生を抑制するなど幼児教育の充実を図った。
【基本的方向性 4】 幼児教育と小学校との接続	
幼保小接続プログラムの推進	幼保小接続プログラム推進会議を開催し、新 1 年生の情報共有をすることで、認定こども園から小学校への接続が円滑に行われた。

【基本的方向性 5】 子ども発達支援センター機能	
子ども発達支援センター機能の充実	療育支援の質向上のための関係職員の専門性の向上と、学校及び保護者との適切な情報共有により、早期療育を推進できた。

※子ども未来課は、令和6年度より町福祉部へと移管となった。

社会教育

【基本的方向性 1】 魅力ある学習プログラム	
すべての年代に対応した学習機会の充実	当別高校や北海道医療大学等の教育機関と連携した事業や、高齢者の生きがいづくり事業など、多世代に対し魅力ある事業を展開できた。
社会教育施設の計画的整備	利用者が安心して施設を利用することができるよう必要な修繕と改修を行い、老朽化が進む各施設を適切に維持管理することができた。
【基本的方向性 2】 文化・芸術・スポーツ	
文化・芸術・スポーツ活動の推進	町民が生き生きと文化・芸術・スポーツ活動に取り組むことができるよう環境整備と活動支援を行い、活動意欲の向上を図った。
【基本的方向性 3】 歴史・文化財産の保存と活用	
歴史・文化財産を活用したまち・ひとづくり	指定文化財を適切に維持するとともに、町所有古文書の調査、保存、解析と、それらを活用した学習機会を提供することができた。
【基本的方向性 4】 児童・生徒・家庭に対する支援	
地域と一体となった取組の推進	地域人材が講師となる授業支援や、放課後学習会、土曜教室等の実施により、地域の教育力を活かした取組を推進した。
体験活動の推進	地域の教育資源を活かした体験活動の実施により、豊かな人間性や自立心、協調性を育むことができた。
保護者支援の充実	親子で活動するイベントの開催、家庭教育の手引きの発行、家庭教育相談を行うなど、保護者支援の充実を図った。
【基本的方向性 5】 図書館機能の向上	
図書館を拠点とした教育・文化の発展	特別企画展やイベント等の開催による図書館活動の充実と、うちどく通信の発行による子どもの読書習慣の定着を図った。